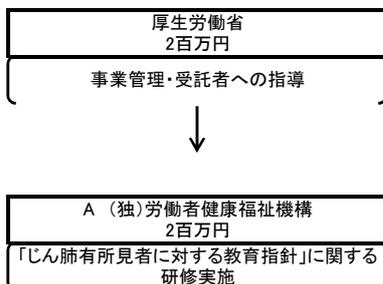


平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	じん肺有所見者に対する普及啓発事業			<b>担当部局</b>	労働基準局安全衛生部			<b>作成責任者</b>
<b>事業開始年度</b>	平成9年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	労働衛生課			泉 陽子
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定			<b>政策・施策名</b>	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			<b>関係する計画、通知等</b>	第12次労働災害防止計画			
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障			
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	不可逆性の疾病であるじん肺について、産業医等に対してじん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発により、労働者のじん肺対策の一層の推進を図るもの。							
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	全国2都市において、主に粉じん作業を行う事業場の産業医等を対象とする研修を実施し、「じん肺有所見者に対する教育指針」が各事業場において定着するよう普及啓発を行うとともに、じん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策について、専門家からの講義を行うことで、じん肺有所見者に対する適切な健康管理と、粉じん障害防止対策の更なる徹底を図る。							
<b>実施方法</b>	委託・請負							
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算の状況	当初予算	3	3	3	3		
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	3	3	3	3	0	
		執行額	3	2	2			
	執行率(%)	100%	67%	67%				
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	本研修が有用であると回答した者の割合を、全回答者数の80パーセント以上とする	研修後の参加者アンケートにおいて、本研修が有意義であったかどうかを問う設問に対し、「有意義だった。」「まあ有意義だった」と回答した者の割合を、全回答者数の80%以上とする。	成果実績	%	91	96	99	
			目標値	%	80	80	80	80
			達成度	%	114%	120%	124%	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	参加人数を一会場当たり最低45人以上とする。	活動実績	人	42	55	38		
		当初見込み	人	45	45	45	45	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		円/人	6,952	3,688	3,230	16,295	
	X:「執行額」 Y:「参加人数(全会場合計)」	計算式	X / Y	2,600,000円/374人	1,648,626円/447人	1,941,528円/601人	3,259,000円/200人	
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	委託費	3						
	計	3	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	現在でも毎年200名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する適正な健康管理と粉じん障害防止対策の徹底を図るための本事業は、国民のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	じん肺の健康管理については、国が責任を持ってその精度の運用に当たるべきものであり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	現在でも毎年200名前後のじん肺有所見者が出ていることから、これらの者に対する適正な健康管理と粉じん障害防止対策の徹底を図るための本事業は、政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札(総合評価落札方式)で実施した。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業場の産業医等に対して研修を実施し、じん肺有所見者の健康管理等の徹底を図る事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	年度によって参加人数にばらつきがあるため、単位当たりのコストは変動する。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	研修実施関連業務以外への支出はない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不用が生じた理由は、研修会場の借料がかからなかったこと等によるものであるが、成果目標は達成しており、活動指標もおおむね満たしていることから、効率的な事業運営がなされた結果であると認められ、妥当であると考えられる。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	より効率的、効果的に研修を実施できるよう、研修開催会場数を見直す予定。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	毎年度成果目標は達成しており、成果目標に見合った成果実績となっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	研修形態で行う事は、多くの事業場に健康管理上の留意点を普及定着させるにあたって、実効性の高い手段である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	目標をわずかに下回っているが、全体の研修参加人数は増加している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修会テキスト等は労働者の健康管理に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、粉じん事業場等の産業医等に対してじん肺の基礎知識及び粉じんばく露防止対策の講義等を行い、じん肺有所見者に対する適切な健康管理が行われるよう普及啓発を目的とするものであるが、「じん肺診断技術等研修事業」は、厚生労働大臣が任命する地方じん肺診査医(就任内定者含む)に対し、じん肺管理区分の決定に必要な技術等を習得させることを目的とするものであり、事業内容が異なるものである。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省労働基準局安全衛生部	369	じん肺診断技術等研修事業		
点検・改善結果	点検結果	本研修が有用であると回答した者の割合は成果目標を達成しており、また活動実績は活動指標をわずかに下回るものの、全体の研修参加人数は増加していることから、適切に事業が実施されているものと考えられる。			
改善の方向性	改善の方向性	仕様書で規定した参加見込み数を下回っている会場もあるため、さらに一会場あたりの参加者数を増やすために、当該教育が必要とされる業種や事業場を絞って参加案内を行う等により、労働局及び労働基準監督署が連携して周知等を積極的に行う。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	650-27	平成23年度	946	平成24年度	801
平成25年度	349	平成26年度	360		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	委託費	研修業務実施	1.9			
	計		1.9	計		0

支出先上位10者リスト

A.					
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	「じん肺有所見者に対する教育指針」に関する研修の実施	1.9	2	95.6%